

浄化槽法（昭和58年法律第43号）

（登録の実施、浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付等）

第23条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽工事業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該工事業者登録申請者に通知しなければならない。

2 何人も、都道府県知事に対し、その登録をした浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）

（登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）

第6条 法第23条第3項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、別記様式第6号による請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

浄化槽工事業の登録等に関する規則（昭和60年三重県規則第50号）

（登録簿の閲覧所）

第2条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第7条の規定により、三重県浄化槽工事業登録閲覧所（以下「閲覧所」という。）を三重県県土整備部建設業チーム内に設ける。

2 閲覧所の休日は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

3 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

5 知事は、次の各号の一に該当する者については、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 係員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者